

「約款・規定集（法人のお客さま用）」の新旧対照表

2025年3月

1. 2025年4月1日付の約款・規定の改定および新設

2025年4月1日を効力発生日として約款・規定を改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

改定後（新）	改定前（旧）
証券取引約款	
第8章 株式累積投資	
第74条(金銭の払込み) (1) (省 略) (2)払込金の額は、1万円以上の金額で <u>200万円</u> に満たない額とします。 (3)~(4) (省 略)	第74条(金銭の払込み) (1) (省 略) (2)払込金の額は、1万円以上の金額で <u>100万円</u> に満たない額とします。 (3)~(4) (省 略)
<u>2025年4月1日改定</u>	<u>2024年10月1日改定</u>
外国証券償還金・配当金・利金・分配金の支払代理受領事務に関しご留意いただく事項	
(1) (省 略) (2)SMB C日興証券株式会社の役割 当社の保管機関に保管されている外国証券の償還金ならびに配当金、利金および収益分配金等の果実(以下、「償還金等」といいます。)につきましては、外国証券取引口座約款第17条および証券取引約款第29条の規定に従い、当該外国証券の発行体、または支払代理人から、当社がお客さまに代わって受領し、お客さまにお支払いいたします。 なお、 <u>外国証券取引口座約款第17条第7号に係る我が国以外で課せられた源泉徴収税の還付手続きは、原則、お客さまの申し出を受けて手続きいたします。その手続きにあたり、当社の保管機関から手数料を徴収された場合は、当社が要した実費についてお客さまが当社に支払うもの</u> といたします。 (3)お客さまへのお支払い時期 すべての外国証券の償還金等の支払手続きは当社の保管機関を通じて行われます。 当社は当社の保管機関の当社口座において償還金等を代理受領し、公租公課・諸費用を控除の上、お客さまにお支払いいたしますが、時差の関係から、原則として、 <u>海外支払日の翌国内銀行営業日以降</u> に、お客さまにお支払いいたします。 また、当該海外支払日が、目論見書等に規定されている国・都市、もしくは、支払代理人の所在する国・都市の銀行休業日に当たる場合は、当該国・都市における償還金等の支払いは一般には翌銀行営業日になりますので、国内でのお客さまへの支払日もそれに準じて変更されます。 (4) (省 略)	(1) (省 略) (2)SMB C日興証券株式会社の役割 当社の保管機関に保管されている外国証券の償還金ならびに配当金、利金および収益分配金等の果実(以下、「償還金等」といいます。)につきましては、外国証券取引口座約款第17条および証券取引約款第29条の規定に従い、当該外国証券の発行体、または支払代理人から、当社がお客さまに代わって受領し、お客さまにお支払いいたします。 <div style="text-align: right;"><u>(新 設)</u></div> (3)お客さまへのお支払い時期 すべての外国証券の償還金等の支払手続きは当社の保管機関を通じて行われます。 当社は当社の保管機関の当社口座において償還金等を代理受領し、公租公課・諸費用を控除の上、お客さまにお支払いいたしますが、時差の関係から、原則として、 <u>海外支払日の翌国内銀行営業日</u> に、お客さまにお支払いいたします。 また、当該海外支払日が、目論見書等に規定されている国・都市、もしくは、支払代理人の所在する国・都市の銀行休業日に当たる場合は、当該国・都市における償還金等の支払いは一般には翌銀行営業日になりますので、国内でのお客さまへの支払日もそれに準じて変更されます。 (4) (省 略)
<u>2025年4月1日改定</u>	<u>2024年4月1日改定</u>

【新設】生命保険料振込に関する約款

第1条（約款の趣旨）

この生命保険料振込に関する約款（以下「本約款」といいます。）は、お客さま（法人に限ります。以下同じ。）がSMB C日興証券株式会社（以下「当社」といいます。）を募集代理人として保険会社に生命保険契約の申込みをする場合の一時払保険料の振込みに関する取扱い（以下「本取扱い」といいます。）について定めたものです。

第2条（保険料の振込依頼）

当社は、お客さまが保険会社に書面による生命保険契約の申込みを行い、当該生命保険契約の申込書類においてその一時払保険料（以下「振込依頼金額」といいます。）の払込経路を当社経由と指定する場合において、生命保険料に係る振込依頼書（以下「振込依頼書」といいます。）を提出いただくときは、お客さまから当社に対して当該生命保険契約の振込依頼金額の振込依頼があったものとして取り扱います。

第3条（保険会社への振込み）

当社は、お客さまから前条に規定する振込依頼金額の振込依頼を受けた場合、以下の対応を行います。

- ①円貨の場合：お客さまの口座の預り金（円貨）の残高（以下「円貨振込可能残高」といいます。）から保険会社の指定口座へ、振込依頼金額の振込みを行います。
- ②外貨の場合：お客さまの口座の払込通貨建ての預り金の残高（以下「外貨振込可能残高」といいます。円貨振込可能残高と外貨振込可能残高を併せて、以下「振込可能残高」といいます。）から保険会社の指定口座へ、振込依頼金額の振込みを行います。

第4条（振込日）

- 1.当社は、保険会社の指定口座への振込依頼金額の振込み（以下「本振込み」といいます。）を当社の本社担当部署が生命保険契約の申込書類を受け付けした日の翌々営業日（以下「当初振込日」といいます。）に行います。
- 2.お客さまが一つまたは複数の生命保険契約の申込みを行った場合において、振込可能残高が振込依頼金額に不足することが判明したときは、当社は、全部または一部の生命保険契約の申込みについて、当初振込日付での本振込みを行いません。
- 3.前項の場合において、保険会社が振込みを受け付ける期間内に振込可能残高が振込依頼金額に達したことを当社が確認できたときは、原則として、当該確認日の翌々営業日（以下「再振込日」といいます。）付で本振込みを行います。
- 4.当初振込日または再振込日が払込通貨発行国の休日にあたるため振込手続きができない場合は、その翌営業日に本振込みを行います。

第5条（振込みの中止）

本振込みは、以下の各号のいずれかに該当した場合、中止されるものとします。

- ①当社が振込依頼金額を保険会社に振り込むための手続きを完了するまでに、お客さまが振込依頼金額の振込依頼を中止する旨当社に申し出た場合
- ②当社がお客さまから生命保険契約の申込みの取下げの意思を確認した場合
- ③当社が保険会社から生命保険契約の申込みの引受けができない旨の連絡を受けた場合
- ④その他、当社が本振込みを不可能または困難と判断した場合

第6条（免責事項）

本取扱いについてお客さまに生じた損失または損害については、当社はその責めを負わないものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により生じた損失または損害についてはこの限りではありません。

第7条（他の規定・約款との関係）

- 1.お客さまに提出いただく振込依頼書に、生命保険料振込みに関する規定（以下「個別振込規定」といいます。）が定められている場合において、個別振込規定の内容が本約款の内容と異なるときは、個別振込規定の内容が優先するものとします。
- 2.本約款に定めのない事項については、証券取引約款の定めに従うものとします。

第8条（合意管轄）

本約款に関するお客さまと当社との間の訴訟については、当社の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第9条（約款の変更）

本約款は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。当社は、同条の規定に従い、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用またはその他相当の方法により周知します。

以上
2025年4月1日制定

2. 2025年4月14日付の約款・規定の改定

2025年4月14日を効力発生日として約款・規定を改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

改定後(新)	改定前(旧)
証券取引約款	
第2章 申込方法等	
<p>第3条の2(反社会的勢力ではないこと等の表明・確約) <u>(1)お客さま(当該法人の実質的支配者、役員等を含む。以下本条において同じ。)</u>は、あらかじめ当社所定の方法により、現在、次の①のイからトのいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。また、自らまたは第三者を利用して②のイからホに該当する行為を行わないことを確約していただきます。 ①現在かつ将来にわたり次のイからトのいずれにも該当しないこと イ. ~ホ. (省 略) へ. <u>準暴力団およびその他の犯罪集団</u> ト. <u>その他イからへに準ずる者</u> ②自らまたは第三者を利用して次のイからホに該当する行為を行わないこと イ. ~ホ. (省 略) (2)お客さまが、当社と有価証券の売買その他の取引等を行う場合その他当社のサービスの利用を申し込みまたはそのサービスを利用する場合には、次に掲げる事項を確約いただきます。 ①当社に預け入れようとする資金等が「<u>犯罪収益移転防止法</u>」に定める「<u>犯罪による収益</u>」に該当しないこと ②「<u>組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律</u>」その他関連法令に違反する等、マネー・ローンダリングまたはテロリストへの資金供与(以下「<u>テロ資金供与</u>」といいます。)を行わないこと ③日本、米国その他外国または国際機関等が定める経済制裁対象者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと、また、<u>経済制裁対象者との間で各国法等に基づき禁止される取引を行わないこと</u> (3)前各項で表明または確約いただいた事項を確認することを目的とする場合その他当社が必要とする場合において、当社は、お客さまに対し、資産・収入の状況、取引目的、事業内容、資金源その他当社が必要と判断した事項に関して情報提供を求めることがあります。</p>	<p>第3条の2(反社会的勢力でないこと等の表明・確約) お客さま(当該法人の役員等を含む。以下本条において同じ。)は、あらかじめ当社所定の方法により、現在、次の①のイからへのいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。また、自らまたは第三者を利用して②のイからホに該当する行為を行わないことを確約していただきます。 ①現在かつ将来にわたり次のイからへのいずれにも該当しないこと <u>の表明・確約</u> イ. ~ホ. (省 略) (新 設) へ. <u>その他イからホに準ずる者</u> ②自らまたは第三者を利用して次のイからホに該当する行為を行わないこと <u>の確約</u> イ. ~ホ. (省 略) (新 設)</p>
<p>第10条(外国証券の取引) (1)当社は、お客さまから証券取引口座の申込みを新規に受け付ける場合、<u>外国証券取引口座の申込みがあったものとして取り扱い、外国証券取引口座が開設されます。ただし、お客さまから外国証券取引口座の開設を申し込まない旨の個別の申し出がある場合その他当社がお客さまによるご利用を要しないと判断した場合には、開設されません。</u> (2)外国証券取引口座を未開設のお客さまが、当社で外国証券の取引を行われる際には、「<u>外国証券取引口座設定申込書</u>」を提出していただく方法または当社が定める方法により申込みを受け、<u>当社が承諾した場合に、外国証券取引口座が開設されます。</u> (3)当社は、外国証券取引口座の契約を締結する際には、外国証券取引口座約款をお渡しします。 (4)前項の規定にかかわらず、当社は、外国証券の取引を行おうとするお客さまに既に外国証券取引口座約款をお渡ししている場合で、改めてお客さまから約款交付を求める旨の申出がないときは、約款を再交付いたしません</p>	<p>第10条(外国証券の取引) (新 設) (1)お客さまが、当社で外国証券の取引を行われる際には、「<u>外国証券取引口座設定申込書</u>」を提出していただく方法または当社が定める方法により申込みを受け、外国証券取引口座が開設されます。 (2)当社は、外国証券取引口座の契約を締結する際には、外国証券取引口座約款をお渡しします。 (3)前項の規定にかかわらず、当社は、外国証券の取引を行おうとするお客さまに既に外国証券取引口座約款をお渡ししている場合で、改めてお客さまから約款交付を求める旨の申出がないときは、約款を再交付いたしません。</p>
第12章 雑則	
<p>第102条(取扱いの停止または解約) (1)この約款における各契約および取扱いは、次の各号のいずれかに該当したときに解約することができるものとします。 ①~② (省 略) ③お客さまが第3条の2の反社会的勢力ではないこと等の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を通知した場合。 ④お客さま(当該法人の実質的支配者、役員等を含む。以下本条(1)⑤⑦において同じ。)が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団</p>	<p>第102条(取扱いの停止または解約) (1)この約款における各契約および取扱いは、次の各号のいずれかに該当したときに解約することができるものとします。 ①~② (省 略) ③お客さまが第3条の2の反社会的勢力でないこと等の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を通知した場合。 ④お客さま(当該法人の役員等を含む。以下本条(1)⑤⑦において同じ。)が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会</p>

<p>関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、<u>準暴力団およびその他の犯罪集団</u>、その他の反社会的勢力に該当すると相当の事由をもって当社が判断し、当社が解約を通知した場合。</p> <p>⑤～⑦ (省略) (2)～(9) (省略)</p>	<p>屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他の反社会的勢力に該当すると相当の事由をもって当社が判断し、当社が解約を通知した場合。</p> <p>⑤～⑦ (省略) (2)～(9) (省略)</p>
2025年4月14日改定	2025年4月1日改定
外国証券取引口座約款	
第4章 雑則	
<p>(契約の解除)</p> <p>第29条 次の各号のいずれかに該当したときにこの契約を解除することができるものとします。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3)申込者が口座開設申込時にした反社会的勢力ではないこと等についての表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を通知した場合。</p> <p>(4)申込者(当該法人の実質的支配者、役員等を含む。以下本条(5)(6)において同じ。)が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、準暴力団およびその他の犯罪集団、その他の反社会的勢力に該当すると相当の事由をもって当社が判断し、当社が解約を通知した場合。</p> <p>(5)～(6) (省略) 2～3 (省略)</p>	<p>(契約の解除)</p> <p>第29条 次の各号のいずれかに該当したときにこの契約を解除することができるものとします。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3)申込者が口座開設申込時にした反社会的勢力でないことの表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を通知した場合。</p> <p>(4)申込者(当該法人の役員等を含む。以下本条(5)(6)において同じ。)が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他の反社会的勢力に該当すると相当の事由をもって当社が判断し、当社が解約を通知した場合。</p> <p>(5)～(6) (省略) 2～3 (省略)</p>
2025年4月14日改定	2024年4月1日改定

最新の「約款・規定集(法人のお客さま用)」に関する情報は、当社HP (<https://www.smbcnikko.co.jp/service/account/yakkan/>) においてご確認ください。スマートフォン用アクセスページはこちら→



【新設】

【反社会的勢力ではないこと等についての表明・確約】

お客さまには、初めて有価証券の売買その他の取引等に係る口座を開設される際に、以下記載の通りに表明・確約をいただいております。

反社会的勢力ではないこと等についての表明・確約

1.当法人<実質的支配者、役員等含む（以下同様）>は、次の(1)から(6)の事項についてそれぞれ表明・確約いたします。

(1)現在かつ将来にわたり次のイからトのいずれにも該当しないこと。

イ. 暴力団

ロ. 暴力団員

ハ. 暴力団準構成員

ニ. 暴力団関係企業

ホ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

ヘ. 準暴力団およびその他の犯罪集団

ト. その他イからへに準ずる者

(2)反社会的勢力を利用せず、反社会的勢力に対して資金を提供しもしくは便宜を供与するなどの関与をせずまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有さず、かつ将来にわたっても利用等しないこと。

(3)自らまたは第三者を利用し次のイからホに該当する行為を行わないこと。

イ. 暴力的な要求行為

ロ. 法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

ニ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為

ホ. その他イからニに準ずる行為

(4)貴社に預け入れようとする資金等が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に定める「犯罪による収益」に該当しないこと。

(5)「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」その他関連法令に違反する等、マネー・ローンダリングまたはテロリストへの資金供与を行わないこと。

(6)日本、米国その他外国または国際機関等が定める経済制裁対象者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと、また、経済制裁対象者との間で各国法等に基づき禁止される取引を行わないこと。

なお、当法人が上記の表明・確約に違反し、または本表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、貴社との取引は停止され、または通知により口座が解約されても異議を申し立てません。また、これにより損害が生じた場合でも、一切を当法人の責任といたします。

2.前項に定める表明・確約に関し、またはその他貴社が必要と判断した場合において、当法人は、貴社に対し、資産・収入の状況、取引目的、事業内容、資金源その他貴社が必要と判断した事項を確認するための情報提供の求めに応じます。

以上
2025年4月
SMBC日興証券株式会社

3. 2025年4月14日付け改定後の「電子交付関連サービス取扱約款」および「日興イーजीトレード取扱規定（法人のお客さま用）」の新規掲載

2025年4月14日を効力発生日として、当社のメール電子交付サービス、Eメール・FAXによる電子交付サービスに関する個別約款「電子交付サービスに関する取扱約款」、「E-メール、FAXによる電子交付サービス取扱約款」をそれぞれ同内容の約款に改定し、統一いたします（新しい約款の名称は「電子交付関連サービス取扱約款」となります。）。また、2025年4月14日を効力発生日として、個別約款「日興イーजीトレード取扱規定（法人のお客さま用）」を改定いたします。従来、「約款・規定集（法人のお客さま用）」には、これらの個別約款を掲載していませんでしたが、今回の改定を機にこれらの個別約款を新規に掲載することといたします。

なお、これらの個別約款の2025年4月14日付け改定内容（新旧対照表）は、下記からご確認いただけます。

「電子交付サービスに関する取扱約款」、「E-メール、FAXによる電子交付サービス取扱約款」の改定内容

https://www.smbcnikko.co.jp/service/online/ekoufu_mail/pdf/yakkan.pdf

スマートフォン用アクセスページはこちら

→



「日興イーजीトレード取扱規定（法人のお客さま用）」の改定内容

https://www.smbcnikko.co.jp/eztrade/ez/pdf/202002_corporate_ez.pdf

スマートフォン用アクセスページはこちら

→



【新規掲載】電子交付関連サービス取扱約款

第1条 本取扱約款の趣旨

電子交付関連サービス取扱約款（以下「本取扱約款」といいます。）は、SMBC日興証券株式会社（以下「当社」といいます。）およびお客さまが、それぞれ相手方に対して交付すべき書面（書面による同意、承諾、確認その他の意思表示を含みます。以下同じ。）について、当該書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項（以下「記載事項」といいます。）の電子メール、インターネット、ファクシミリ装置その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）による提供（以下「デジタル提供」といいます。）を行うことを可能とするサービス（以下「本サービス」といいます。）に関して、その取扱い等を定めるものです。

2 本サービスは、次の各号に掲げるサービスを対象とします。

(1)日興イーजीトレード電子交付サービス

第3条第1項第3号および同項第4号または同条第2項第2号に掲げた電磁的方法を用いて、当社およびお客さまがそれぞれ相手方に対して記載事項をデジタル提供するものです。以下、このサービスを「電子交付サービス」といいます。

(2)メール電子交付サービス

第3条第1項各号または同条第2項各号に掲げた電磁的方法を用いて、当社およびお客さまがそれぞれ相手方に対して記載事項をデジタル提供するものです。

(3)EメールおよびFAXによる電子交付サービス

第3条第1項各号または同条第2項各号に掲げた電磁的方法を用いて、当社およびお客さまがそれぞれ相手方に対して記載事項をデジタル提供するものです。

第2条 対象書面

本サービスの対象とする書面（以下「対象書面」といいます。）の種類は、金融商品取引法、税法その他の法令、金融商品取引業協会等の自主規制機関の定める規則（以下「法令諸規則」といいます。）においてデジタル提供の対象とすることが可能な書面および当社が提供するその他の報告書等のうち、当社が本サービスの対象として定め、当社のホームページ上にデジタル提供を行う書面として掲げる書面とします。なお、対象書面は、「電子交付サービス」、「メール電子交付サービス」および「EメールおよびFAXによる電子交付サービス」に区分したうえで公表します。

2 当社は、対象書面の種類を追加する場合には、当該種類について、当社が定める方法（当社のホームページにおける公表を含みます。）により事前に公表するものとします。この場合には、当該種類の書面を対象書面とすることについてお客さまの承諾があったものとして取り扱うものとします。

第3条 デジタル提供の方法

本サービスのうち当社がお客さまに対してデジタル提供を行う場合において使用する電磁的方法は、次の各号に掲げるもののうち、第1条第2項各号に掲げる本サービスの種類および対象書面ごとに当社が定めるものとします。

- (1)電子メールその他の方法（次号の方法を除きます。）を利用して、当社の使用する電子計算機（当社との契約により、ファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、当該ファイルをお客さままたは当社の用に供する者の使用する電子計算機を含むものとし、以下単に「当社の電子計算機」といいます。）から、インターネットその他の電気通信回線を通じ、パーソナルコンピュータその他のお客さまの使用する電子計算機（データセンターその他のお客さまとの契約によりお客さまファイル（専らお客さまの用に供されるファイルをいいます。以下同じです。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者の使用する電子計算機を含むものとし、以下単に「お客さまの電子計算機」といいます。）に対象書面の記載事項を送信し、当該お客さまの電子計算機に備えられたお客さまファイルに記録する方法
- (2)当社の電子計算機に備えられたファイルに記録され当社のホームページにおいて表示された記載事項を、インターネットを通じてお客さまの閲覧に供し、お客さまの電子計算機に備えられたお客さまファイルに記録する方法
- (3)当社の電子計算機に備えられたお客さまファイルに記録され当社のホームページ上に表示された記載事項を、インターネットを通じてお客さまの閲覧に供する方法
- (4)当社の電子計算機に備えられた閲覧ファイル（同時に複数のお客さまの閲覧に供するための記載事項を記録させるファイルをいいます。）に記録され当社のホームページ上に表示された記載事項を、インターネットを通じてお客さまの閲覧に供する方法
- (5)ファクシミリ装置を利用して、あらかじめお客さまが指定したファクシミリ番号に当社が記載事項を送信する方法（以下「当社からのファクシミリ交付」といいます。）

2 本サービスのうちお客さまが当社に対してデジタル提供を行う場合において使用する電磁的方法は、次の各号に掲げるもののうち、対象書面ごとに当社が定めるものとします。

- (1)電子メールを利用して、お客さまの電子計算機から当社の電子計算機に記載事項を送信し、当社の電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- (2)当社の電子計算機に備えられたファイルに記録され当社のホームページ上に表示された記載事項を、インターネットを通じてお客さまの閲覧に供し、お客さまが当社の電子計算機に備えられたファイルに記載事項を記録する方法
- (3)ファクシミリ装置を利用して、あらかじめ当社が指定したファクシミリ番号にお客さまが記載事項を送信する方法（以下「当社からのファクシミリ交付」と合わせて単に「ファクシミリ交付」といいます。）

3 本サービスにおいて記載事項を記録するファイルは、PDF形式（当該記載事項のデジタル提供の時点で最新のバージョンのAdobe Acrobat Reader DC（Adobe Inc. の提供するこれに相当するPDF閲覧ソフトウェアを含みます。）により閲覧可能なものに限ります。）のファイルまたはファクシミリ装置のメモリー機能において利用される形式のファイルのうち、対象書面の種類ごとに当社が定めるものとします。

第4条 利用要件および申込方法等

お客さまは、本サービス（当社からのファクシミリ交付を除きます。）の利用にあたり、各号に掲げるサービスごとに定められる要件のすべてに該当する場合に限り利用することができるものとします。

(1)電子交付サービス

- イ 日興イーゼートレードの利用申し込みをしていること
- ロ お客さまの電子計算機と当社の電子計算機とをインターネットその他の電気通信回線を通じて接続できること
- ハ お客さまの電子計算機において第3条第3項に定めるファイル形式が閲覧可能であること
- ニ お客さまがファイルに記録された記載事項をプリンターその他の機器を利用して出力することにより、書面の作成が可能であること

(2)メール電子交付サービスまたはEメールおよびFAXによる電子交付サービス

- イ お客さまの電子計算機と当社の電子計算機とをインターネットその他の電気通信回線を通じて接続できること
- ロ お客さまの電子計算機において第3条第3項に定めるファイル形式が閲覧可能であること
- ハ お客さまがファイルに記録された記載事項をプリンターその他の機器を利用して出力することにより、書面の作成が可能であること

2 お客さまは、次の第1号および第2号に定める要件に該当する場合に限り、「当社からのファクシミリ交付」による本サービスを利用することができるものとします。

- (1)お客さまが管理するファクシミリ装置により記載事項の受信が可能であること
- (2)前号の当該ファクシミリ装置が、受信した記載事項を遅滞なく紙面上に印刷し出力するものであること（前号のファクシミリ装置がメモリー機能を有する場合には、受信および記録した記載事項を出力することにより書面の作成が可能であること）

3 お客さまは、本取扱約款の内容を承諾の上、次の各号に掲げるいずれかの方法により当社に対して「電子交付サービス」、「メール電子交付サービス」および「EメールおよびFAXによる電子交付サービス」ごとに本サービスの利用をそれぞれ申し込み、当社がこれを承諾した場合に、本サービスを利用できるものとします。

(1)当社所定の申込書を提出する方法

(2)当社が指定する方法に基づき、電子メールの送信またはファクシミリ装置を用いた送信により申し込む方法

(3)当社が指定する方法に基づき、当社のホームページ上等の所定の画面から申し込む方法

(4)対象書面のうち当社の定める一定の書面に限定して電話その他の当社が指定する方法により申し込む方法

4 お客さまによる本サービスの申し込みは、「電子交付サービス」、「メール電子交付サービス」および「EメールおよびFAXによる電子交付サービス」ごとに定められる全ての種類の対象書面について、一括して行われるものとします。

5 本サービスの提供は、第3項に基づく当社の承諾後、対象書面の種類ごとに当社が定める日に開始するものとします。

第5条 本サービスにおける取扱い

本サービスは、次の各号に掲げる取扱いのほか、当社が定めるところにより提供されるものとします。

(1)本サービスに係る対象書面は、その作成基準日が前条第5項に定める日から次条に定める本サービスの終了の日までの期間（以下「利用期間」といいます。）に到来するものに限られること

(2)当社は、当社がお客さまに対して交付する対象書面については、原則として、デジタル提供に代えてまたはデジタル提供と重複して書面の交付を行わないこと

(3)前号にかかわらず、当社は、法令諸規則の変更、監督官庁の指示その他の事情により当社が合理的と判断した場合には、利用期間内においても、デジタル提供に代えてまたはこれに加えて、書面を交付または交付を受けることができること

(4)本サービスのうち複数のサービスを利用されているお客さまの場合、いずれのサービスにより交付するか当社が定めることができること

2 当社は、第3条第1項第3号または同項第4号に定める方法によりデジタル提供を行った対象書面については、当該書面をデジタル提供した日以後5年間記載事項をお客さまの閲覧に供するものとします。ただし、法令諸規則において別段の定めがある場合には、これと異なる取扱いをすることがあります。

第6条 本サービスの終了

本サービスは、次の各号のいずれかに該当する場合には、終了するものとします。

(1)当社が指定する方法によりお客さまから当社に対し「電子交付サービス」、「メール電子交付サービス」または「EメールおよびFAXによる電子交付サービス」ごとに本サービスを解約する旨の申出があった場合（日興イーゼートレードの利用解除が行われた場合には、「電子交付サービス」を解約する旨の申出があったものとして取り扱います。）

(2)本サービスに関連するお客さまの口座が廃止された場合

(3)次に掲げるいずれかの事由その他のやむを得ない事情により当社がお客さまに対し「電子交付サービス」、「メール電子交付サービス」または「EメールおよびFAXによる電子交付サービス」ごとに解約を申し出た場合

イ お客さまが第4条第1項各号または同条第2項各号のいずれかの要件を欠くに至った場合

ロ お客さまが第4条第3項に定める本サービスの申し込みの際に虚偽の申告を行っていたことが判明した場合

ハ 当社が本取扱約款の規定に基づくお客さまとの合意により行っている本サービスについて、法令諸規則の規定に基づきお客さまとの合意によらないデジタル提供に切り替える場合

(4)当社が定める方法（当社のホームページにおける公表を含みます。）により、当社が全てのお客さまについて本サービスの全部または一部の提供を終了する旨および当該終了の日について事前に周知した場合

2 前項第1号に定める解約する旨の申出の受付は当社所定の方法で受付後に処理がなされた時点で解約されます。当社およびお客さまは、前項に定める本サービスの終了後は当該サービスに定めるデジタル提供を行わないものとします。

第7条 免責事項

当社は、次に掲げる場合にお客さまに生じた損害について、一切その責めを負わないものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により生じた損害については、この限りではありません。

(1)通信回線、通信機器、コンピュータシステムおよび機器等の障害によるデジタル提供の遅延、誤作動または不能により生じた損害

(2)次に掲げるいずれかの事由で生じた損害

イ お客さまが第4条第1項各号または同条第2項各号のいずれかの要件を欠くに至った場合

ロ お客さまが第4条第3項に定める本サービスの申し込みの際に事実と異なる申告を行っていたことが判明した場合

(3)前条に定める本サービスの終了により生じた損害

第8条 他の約款との関係

本取扱約款の規定が適用される場合（メモリー機能を有しないファクシミリ装置を利用する「EメールおよびFAXによる電子交付サービス」の場合を除きます。）には、当社の他の約款における「書面」および「書面の交付」に関する規定

は、それぞれ「記載事項」および「デジタル提供」に読み替えて適用するものとします。

第9条 法令諸規則との関係

本取扱約款の規定にかかわらず、当社は、法令諸規則の規定に基づき、お客さまとの合意によらずに対象書面の記載事項のデジタル提供が可能である場合に、当社の判断により、本取扱約款の規定を適用せず、当該法令諸規則の規定に基づきお客さまに対してデジタル提供を行うことができるものとします。本条に基づくお客さまとの合意によらないデジタル提供を行う場合には、当社はあらかじめ当社のホームページでの公表その他の適切な方法により、対象書面の種類、デジタル提供において利用される電磁的方法その他の情報を周知するものとします。

第10条 本取扱約款の変更

本取扱約款は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。当社は、同条の規定に従い、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用またはその他相当の方法により周知します。

附則

第1条 効力発生日

改定後の本取扱約款（以下「新約款」といいます。）の規定は、2025年4月14日（以下「効力発生日」といいます。）から適用されるものとします。

第2条 従来からの利用者の取扱い

効力発生日前に改定前の「電子交付サービス取扱規程」（以下「旧規程」といいます。）の規定に基づく電子交付サービスの利用をされているお客さま（以下「従前のお客さま」といいます。）については、新約款に基づき「電子交付サービス」を利用されているものとして取り扱います。ただし、従前のお客さまについては、新約款第4条第4項の規定を適用せず、効力発生日以後も旧規程第2条第1項および第2項の規定を適用するものとします。

2 効力発生日前に改定前の「電子交付サービスに関する取扱約款」の規定に基づく電子交付サービスを利用されているお客さまについては、効力発生日以後、新約款に基づき「メール電子交付サービス」または「EメールおよびFAXによる電子交付サービス」を利用されているものとして取り扱います。

3 効力発生前に改定前の「E-メール、FAXによる電子交付サービス取扱約款」の規定に基づく電子交付サービスを利用されているお客さまについては、効力発生日以後、新約款に基づき「EメールおよびFAXによる電子交付サービス」を利用されているものとして取り扱います。

以上
2025年4月14日改定

【新規掲載】日興イーजीトレード取扱規定（法人のお客さま用）

第1条（本規定の趣旨）

(1)この規定（以下「本規定」といいます。）は、SMBC日興証券株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「日興イーजीトレード」（下記(2)において規定し、以下「本サービス」といいます。）を法人のお客さま（以下「お客さま」といいます。）が利用するうえでの取扱いについて定めたものです。

(2)「日興イーजीトレード」とは、本規定に従い、インターネットを通じて、当社が提供する証券取引サービスおよび情報サービスのことをいいます。

(3)本規定に特段の定めがない事項については、証券取引約款（法人のお客さま用）等によるものとします。

第2条（本サービスの範囲）

お客さまが本サービスにおいて利用できるサービスの範囲は、当社が定めるものとします。

第3条（本サービスの利用）

(1)お客さまは、次の全ての事由を満たした場合に本サービスを利用できるものとします。

①当社が定めるお客さまで日本国内に本店または主たる事務所を有すること。

②当社所定の方法により、当社に本サービスの利用を申し込み、当社がこれに承諾すること。

③本サービスの利用にあたり取引および取引に付随する行為を行う担当者（以下「取引責任者」といいます。）を法人代表者により定めること。ただし、取引責任者が法人代表者である場合は除く。

(2)お客さまは、本サービスの利用申込後に次のいずれかの事由に該当した場合、その旨を当社にお申し出いただくものとします。

①資本金が1億円を超えた場合または1億円以下となった場合。

②定款（登記簿）記載の業務目的に、証券取引、有価証券の売買・有価証券投資、金融取引、投資顧問、証券・金融市場に関連する情報の提供または証券・金融市場に関連する情報の調査・研究を追加または削除した場合。

(3)当社が定める方法によりお客さまが入力されたパスワードが、あらかじめ当社にお届けいただいたパスワードと一致した場合に限り、本サービスへのログインを可能とします。

(4)当社が、本サービスのご利用に関して、何らかの制限を設けている場合は、お客さまには取扱店に直接ご注文いただきます。

第4条（取引責任者等）

(1)お客さまは、取引責任者を法人代表者自身、役員または従業員である自然人から選任するものとします。ただし、取引責任者を役員または従業員である自然人から選任しない場合は法人代表者自身を取引責任者とします。

(2)お客さまは、取引責任者の管理をお客さまの責任において行うものとします。

(3)お客さまは、パスワードを取引責任者以外の第三者に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

(4)お客さまの行う取引注文等は、全て取引責任者が行うものとし、取引責任者の行為は口座名義人たる法人の行為とみなします。

第5条（自己責任の原則）

お客さまは、本規定の内容を十分把握し、自らの責任と判断において当社との取引を行うものとします。

第6条（利用時間・情報サービスの内容）

お客さまが本サービスを利用できる時間や情報サービスの内容は、当社が定めるものとします。

第7条（取引の種類）

お客さまが本サービスを利用して行うことができる取引の種類は、当社が定めるものとします。

第8条（取扱銘柄）

お客さまが本サービスを利用して取引することができる銘柄は、当社が定める銘柄の範囲内とします。ただし、当社は、金融商品取引所等（我が国以外の金融商品取引所および外国証券業者を含みます。以下同じ。）が売買を規制している銘柄および当社が自主的に売買を規制している銘柄についてはお取扱いしません。

第9条（取扱数量）

(1)お客さまが本サービスを利用して行える買付注文の数量は、当社が定める金額の範囲内とし、この金額の計算は当社が定める方法によって行うものとします。

(2)お客さまが本サービスを利用して行える売却注文の数量は、当社がお客さまからお預りしている数量の範囲内とし、この数量の判定は当社が定める方法によって行うものとします。

第10条（取引回数）

金融商品取引所等において取引が行われる日（以下「取引日」といいます。）において、お客さまが同一銘柄の売買注文を行える回数は、当社が定める回数の範囲内とします。

第11条（注文の有効期限）

お客さまが本サービスを利用して行われる売買注文の有効期限は、当社が商品毎に定める期限の範囲内とします。

第12条（注文の受付）

お客さまが本サービスを利用して行われる売買注文は、お客さまがご注文内容の確認入力をされ、その内容を当社が受信した時点で、ご注文の受付とします。

第13条（注文の執行）

(1)当社は、お客さまが本サービスを利用して行われた売買注文は、法令、諸規則および各商品の約款等に従い、原則として、お客さまが注文を行われた後の最初に可能となる取引日に執行するものとします。

(2)当社は、お客さまが本サービスを利用して行われる注文が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、お客さまに通知することなく当該注文は執行いたしません。なお、当該注文を執行しないことにより生じるお客さまの損害に

については、当社はその責めを負わないものとします。

- ①受付後執行するまでに、お客様の注文が第7条から第10条に定める事項のいずれかに反している場合。
- ②お客様の取引口座に立替金が発生している場合。
- ③お客様の取引口座で信用取引の委託保証金、または有価証券関連デリバティブ取引（または店頭デリバティブ取引）の証拠金または担保が不足している場合。
- ④お客様の取引状況が差金決済取引となる可能性がある場合。
- ⑤お客様の売買注文の内容が、公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が判断する場合。
- ⑥その他、当社が取引の健全性等に照らし、不適当と判断する場合。

第14条（注文の訂正等）

- (1)お客様は、本サービスを利用して行われた売買注文について、当社が定める時間内にかぎり、当社が定める方法で本サービスを利用して注文の訂正等（取消・変更）を行うことができます。
- (2)本サービスを利用して行われた売買注文の訂正等は、お取扱店でも行うことができます。ただし、お取扱店において取扱いのない取引等についてはこの限りではありません。

第15条（注文の照会）

お客様は、本サービスを利用して行われた売買注文については、その注文内容および約定内容を本サービスを利用して照会することができます。

第16条（手数料）

お客様は、取引の執行に関する手数料として当社が定める方法により計算した額を、当社に支払うものとします。

第17条（取引内容等の確認）

本サービスを利用して行われた注文内容等について、お客様と当社との間で疑義が生じた場合は、お客様が本サービスのご利用時に入力されたデータの記録内容をもって処理させていただきます。

第18条（情報利用の取扱い）

- (1)お客様は、本サービスにより当社から提供を受けた情報については、お客様が行う証券投資の資料としてのみ使用するものとし、次のことを遵守または確認されるものとします。
 - ①お客様は、お客様のパスワードを第三者の利用に供したり、また、お客様の取引口座での情報およびその内容を第三者に漏洩し、または他と共同して利用されないこととします。
 - ②本サービスにおいて提供される情報には、当社が独自に提供する情報および情報提供を当社との契約等により認めている者（以下「情報提供者」といいます。）が提供する情報があり、すべての情報は、あくまでも情報提供を目的とするものであり、有価証券等の売買その他の取引等の申込みまたは勧誘を目的とするものではありません。有価証券等の売買その他の取引等に関する最終判断の責任は、お客様自身に帰属します。
 - ③本サービスにおいて提供される情報については、当社または情報提供者が著作権等すべての知的財産権を有しており、お客様は、当社または情報提供者の承諾を得ずに、当該情報およびその加工・集計したデータの一部または全部について、再配信、複製、転用、転載、改変、引用、蓄積、出版、送付、販売、配布、放送、修正、頒布等または営業目的での利用を行う権利を有しません。
 - ④本サービスにおいて提供される情報について、お客様が、ブラウザのフレーム機能などを利用し、お客様のホームページ上に、情報提供者が提供する情報が掲載されている当社のホームページアドレスを表示することなく利用することは禁じます。
 - ⑤本サービスにおいて提供される情報について、お客様に利用違反があった場合、または当社もしくは情報提供者の判断もしくは都合により、情報提供の中止または情報内容の変更等の措置をとることがあります。
 - ⑥本サービスにおいて提供される情報について、当社および情報提供者は、その内容の正確性、完全性または適時性を保証するものではありません。したがって、本サービスにおいて提供される何らかの情報もしくは分析に、またはそれらの正確性、完全性もしくは適時性に、お客様が依拠した結果として、お客様が被る可能性のある直接的、間接的な損害その他一切の損害について、当社および情報提供者は責任を負いません。ただし、当社の故意または重大なる過失により生じた損害についてはこの限りではありません。
 - ⑦情報提供者が、情報の利用状況等の調査のため、面談・資料の提出等の協力を求めた場合、お客様は当該調査に協力することが求められます。
 - ⑧本サービスの提供において、当社はシステム構築に万全を期していますが、万一、当社または情報提供者の通信回線、通信機器またはコンピューターシステム機器の障害により、情報の配信が停止または遅延する場合があっても、これに起因する損害等について、当社および情報提供者は責任を負いません。ただし、当社の故意または重大なる過失により生じた損害についてはこの限りではありません。

⑨本サービスにおいて提供される情報の中で言及される証券・商品等の発行体に対して、当社または情報提供者は、自らまたは親・子会社もしくは関連会社において、業務の遂行上、何らかの投資や引受け等を行ったり、幹事・引受・販売証券会社であったり、また、役員を派遣しているなど、利害関係者である場合もあります。

(2)上記(1)に反する使用があった場合、または当社もしくは情報提供者の合理的な判断もしくは理由により、かかる情報提供の中止、または情報内容の変更等の措置をとることがあります。なお、情報の提供の中止または情報内容の変更等によりお客さまに費用または損害等が発生した場合、当該費用または損害等は全てお客さまの負担とし、お客さまは当社および情報提供者に対し当該請求は行わないものとします。

第19条 (利用料)

本サービスに係る利用料等については、当社が別に定めるところにより取扱うものとします。

第20条 (本サービスの変更、中止)

当社はお客さまに通知することなく、本サービス内容を変更・中止または廃止することがあります。

第21条 (利用期間)

本サービスは証券取引約款(法人のお客さま用)第102条に該当しない場合かつ、本規定第3条(1)の条件を満たす場合に限り継続して利用できるものとします。

第22条 (免責事項)

当社は、次の事由によりお客さまに生じた損害については、その責めを負わないものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により生じた損害についてはこの限りではありません。

①本サービスの利用に際して、その事由の如何を問わず、お客さまのパスワードをお客さま自身が入力したか否かにかかわらず(第三者により入力された場合を含む)、あらかじめ当社に届け出られているパスワードと一致することにより行われた取引について生じた損害。

②通信回線および通信機器、コンピューターシステムおよび機器等ならびに電子メール等通知手段の瑕疵もしくは障害、または第三者の妨害等による情報伝達の遅延、不能、誤作動、未執行等により生じた損害。

③本サービスで提供する情報の誤謬、停滞、省略および中断により生じた損害。

④当社が売買注文を受付けた後、市場の状況等によって売買注文の執行ができない場合や市場で急激に変動した価格で約定した場合に生じた損害。

⑤天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買注文の執行、金銭もしくは有価証券等の授受または保管の手続き等が遅延し、または不能となった場合に生じた損害。

⑥お客さまが本サービスを利用して行われた売買注文の訂正等を申し込まれたにもかかわらず、当該訂正等の対象となる元の注文が金融商品取引所等にて執行され取引が成立したため、当該取引の訂正等が行えなかった場合に生じた損害。

⑦本サービスの変更・中止または廃止により生じた損害。

⑧第23条の利用の停止によりお客さまに生じた損害。

⑨その他当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害。

第23条 (利用の停止)

当社は、次のいずれかの事由によりお客さまが本サービスを利用されることが不相当と判断した場合、または合理的もしくはやむを得ない事由により、本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。

①お客さまが過大なアクセスを行う等、本サービスの稼働に影響を及ぼすと当社が判断した場合。

②証券取引約款(法人のお客さま用)第102条(5)、(6)、(8)および(9)に該当すると判断した場合。

③その他、お客さまが本サービスを利用されることが不相当と判断した場合。

第24条 (規定の変更)

本規定は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。当社は、同条の規定に従い、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用またはその他相当の方法により周知します。

以上
(2020年2月17日制定)
(2025年4月14日改定)